株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年六月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年五月七日

沖縄県那覇市久米二丁目四番一六号
おきなわ証券株式会社
代表取締役社長　上原　守

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、全部取得条項付種類株式である当社普通株式の全部を取得することにいたしましたので、当該株式に係る株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年六月十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年五月七日

東京都千代田区麹町三丁目一番地
株式会社日本医療データセンター
代表取締役　木村　真也

限定承認公告

本籍京都府福知山市字畑中一一三〇番地、最後の住所京都府綾部市寺町小山一四番地の一寺団地一二棟七四号

被相続人　亡　大橋　正美

右被相続人は平成二十二年三月二十四日死亡し、その相続人は平成二十二年四月二十三日京都家庭裁判所福知山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

京都府福知山市字畑中一一三〇番地
限定承認者　大橋　和也

限定承認公告

本籍沖縄県那覇市首里池端町二六番地二、最後の住所沖縄県那覇市首里石嶺町二丁目二三番地三一

被相続人　亡　濱川佐和子

右被相続人は平成二十二年一月十一日死亡し、その相続人は平成二十二年四月二十一日那覇家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

沖縄県那覇市首里石嶺町二丁目二三番地三一
相続財産管理人　濱川　靖

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年五月二十四日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の売却若しくは消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本計画に係る業務の終了前に償還し当社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、上記特定資産の売却若しくは消費税の還付その他当社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、優先資本金の額の減少をする要件

現金余裕金の範囲内で、取締役が、確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額及び当社の維持に要する費用及び特定資産の管理・運営に要する費用を控除した後の余剰現金の合計額を上限として優先資本金の額の減少を決定すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

平成二十二年六月八日に行う。

四、減少する優先資本金の額

金二十億一千万円

五、消却する優先出資の種類

当社は、A号優先出資及びB号優先出資の二種類を発行しており、A号優先出資及びB号優先出資とも消却する。

六、消却する優先出資の口数

四万二百口（A号優先出資につき二万五百二口、B号優先出資につき一万九千六百九十八口）

七、消却の方法

買い入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。ただし、消却後に各優先出資社員が保有する優先出資の全優先出資に対する割合が消却前と同じになるように行う。

八、消却に要する金額

金二十億一千万円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全優先出資

平成二十二年五月七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ラインアセット特定目的会社
取締役　横山　公一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条第一項に基づき、優先資本金の額を金二十億一千万円減少することを予定しております。効力発生日は平成二十二年六月八日となります。

これに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年十月二十六日付官報の号外第二二七号一二二頁に掲載されています。

平成二十二年五月七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ラインアセット特定目的会社
取締役　横山　公一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億五千万円減少し、金十五億五千万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十二年六月八日であり、社員総会の決議は平成二十二年四月二十六日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年八月十七日付官報の号外第百七十四号八十五頁に掲載されています。

平成二十二年五月七日

東京都渋谷区神宮前五丁目七番二〇号神宮前太田ビル五階　神宮前特定目的会社
取締役　川本　孝司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十億五千万円減少して金十五億五千万円とし、発行済優先出資二万一千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年六月八日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年五月七日

東京都渋谷区神宮前五丁目七番二〇号神宮前太田ビル五階　神宮前特定目的会社
取締役　川本　孝司

訂正公告

平成二十二年四月五日（号外第七十三号）掲載の資本金及び準備金の額の減少公告（枠組）中、減少する資本準備金の額「三千百二十五万円」は、「三千三百七十五万円」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年五月七日

東京都港区赤坂三丁目二番六号
株式会社アクタス経済経営研究所
代表取締役　稲村　榮典

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年四月一日（号外特第十号）目次欄中（原稿誤り）			二二一　一〇資金の	資金を定める件の
同日（同号外特）公布内閣府令第十六号（内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令）（原稿誤り）			四八下　二三第十四条から	第十九条から
四八ページ下段二二行目と二三行目の間に次を加える。				
第十八条中「十人」を「九人」に改め、同条を第十九条とし、第十四条から第十七条までを一条ずつ繰り下げる。				
同日（同号外特）公布内閣府令第十七号（沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令）（原稿誤り）				
四九ページ上段七行目と八行目の間に次を加える。				
第五十九条中「港湾空港建設課」を「港湾空港整備課」に改める。			港湾空港建設課	港湾空港整備課
平成二十二年三月三十一日法務省告示第百六十五号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
三ページ二段七行目から九行目までを削除する。				

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月七日付第九五号九六ページ
日付参会第一六号四〇ページ

ージ●同日付政府調達第八三号一六ページ●四月十四ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）